

助成金(厚生労働省の人材開発支援助成金)制度のご案内

厚生労働省の人材開発支援助成金は、雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた中小企業事業主に対し、経費や賃金の一部を助成する制度です。

登録エクステリア基幹技能者講習は、この人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の対象講習となっており、受講された場合に助成を受けることができます。

助成金申請のために必要な「受講証明」を公益社団法人日本エクステリア建設業協会で行いますので、ぜひこの制度を活用してご受講ください。

《受給要件》

- ・中小企業事業主であること
- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・受講者は中小建設事業主が雇用している雇用保険者であること。

《助成額》

○中小建設事業主(雇用保険の被対象者:20人以下)

- ・経費助成・・・受講料の3/4
- ・賃金助成・・・8,550 円/日

○中小建設事業主(雇用保険の被対象者:21人以上)

- ・経費助成・・・受講料の7/10(35歳未満の労働者の場合)
受講料の9/20(35歳以上の労働者の場合)
- ・賃金助成・・・7,600 円/日

※助成額は、その他条件により増額される場合もあります。

※詳細は必ず都道府県労働局またはハローワークに確認してください。

≪申請手続きの流れ≫

- ①.申請事業主は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークに問い合わせるなどして、受給可能な事業主かどうかをまず確認する。
- ②.受給可能な事業主は、講習後に申請書「建技様式第3号別紙1(技能経費賃金 支給申請書内訳)」に必要事項を記載し、当協会まで送付する※1。
- ③.協会で、同申請書の必要箇所に記入・押印して、返送する。
- ④.申請事業主は、講習を修了した日の翌日から起算して原則2か月以内※2に、申請書「建技様式第3号」及び「建技様式第3号別紙1」、その他必要書類(下記を参照)※3を、最寄りの都道府県労働局またはハローワークに提出する。

※1 当協会に送付する際には、必ず返信用封筒(切手付き)を同封してください。

※2 例えば、講習終了日が9月1日の場合、「11月2日まで」となります。

※3 登録エクステリア基幹技能者講習の受講で申請する場合には、「**計画届(建技様式第1号)**」の提出は不要となっています。

≪支給申請に必要な書類(一例)≫

○申請書類

- ☐人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成)支給申請書(建技様式第3号)
- ☐受講者名簿及び人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))の助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)

○その他必要書類

- ☐賃金台帳(写し)
- ☐就業規則(写し)、雇用契約書(写し)、休日カレンダー等の受講者の所定労働日及び所定労働時間が分かる書類(写し)
- ☐出勤簿(写し)、タイムカード(写し)等の訓練期間中の出席状況を確認するための書類
- ☐実施日ごとの科目時間数が分かるカリキュラム
- ☐登録教習機関等が実施する実習を受講させた場合、技能実習委託契約書(書式の参考として建技別様式第3号)又は受講申込書(訓練名称・期間・受講料等が明記されたもの)(写し)

※提出すべき書類は、管轄都道府県労働局によって異なりますので、必ず各労働局、ハローワークにご確認ください。

《支給申請書類等》

・厚生労働省「建設事業主等に対する助成金申請様式ダウンロード(令和7年度)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00015.html

《詳細等》

・厚生労働省「建築事業主に対する助成金のご案内」(パンフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001488369.pdf>

《「受講証明」の送付先》

〒111-0052

東京都台東区柳橋1-5-2 ツネフジビルディング5階

(公社)日本エクステリア建設業協会 登録基幹技能者講習・試験係